

一般社団法人神奈川県剣道連盟総務委員会規則(案)

(設置目的)

- 第1条 本法人における重要な案件及び他の委員会になじまない事項に対応する目的で本委員会を設置する。
- 2 本委員会には必要と考えられる部会を設置することができる。
 - 3 部会に関する規則は部会毎に別に定める。

(所掌)

- 第2条 本委員会は次の事項を所掌する。
- (1) 会長委託、もしくは幹部会議で検討後、本委員会で取り扱うべきと考えられた事案
 - (2) 部会において検討された事案の精査、確認
 - (3) 事務局に関する事案
 - (4) 決算、予算作成および会計に関する事案
 - (5) 前4項を幹部会議へ報告し、承認を得たのち、決定とする
 - (6) 事業記録の作成
 - (7) 前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

- 第3条 本部会に次の委員を置く。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 委員 若干名
 - (3) 幹事は事務局長とする

第4条 委員長は会長が幹部会議の議を経て選任し、理事会において承認を受け、会長が委嘱する。

- 2 委員長は常任理事とする。
- 3 委員は委員長が会長と相談の上、会員より選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 4 委員長の解任は理事解任方法による。
- 5 委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 委員長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。

5 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

(1)委員長が要望する事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

2 議事録には別表事項につき記載する。

3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。

4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。

5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。

6 事務局長は送付された議事録を紙媒体として5年間、電子的に10年間保存する。

7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人 HP に公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

(1)委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。

(2)議事事項、経過の要領及びその結果。

(3)決議を要した事項について、およびその結果。

(4)その他特に詳細な記載が必要と委員長が判断した事項。

(5)議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する